

第24回 司法制度改革審議会 提出資料

弁理士が目指すところ

弁理士は、
知的財産の価値及び重要性のさらなる増大と、
知的財産の活用面での急速な多様化及び盛況化と
に対応した、
知的財産分野全体に互る専門サービスの一層の充実を
果たすべく、

- ・ 研修等を通じてのより積極的な自己研鑽
- ・ 利用し易い専門サービス提供体制の整備
- ・ 専門サービスの地域的格差の軽減に向けた取り組み

等に努め、
知的財産の創出から活用及び紛争解決までに一貫して
関与できる資格の実現を目指しています。

平成 12 年 7 月 7 日

弁 理 士 会